

騒音対策の指針

区 分	時 間	
	7 時～22 時	22 時～7 時
新設	60dB 以下	55dB 以下
大規模改良線	改良前より改善すること	
<p>新設の場合は、住居専用地域等居住環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。</p>		
<p>以下の区間には適用しない。ただし、これらについても、必要な騒音対策を講じることが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅を建てることが認められていない地域及び通常住民の生活が考えられない地域 2. 地下区間(半地下、掘り割りを除く) 3. 踏切等防音壁(高欄を含む)の設置が困難な区間及び分岐器設置区間、急曲線区間等ロングレール化が困難な区間 4. 事故、自然災害、大みそか等通常とは異なる運行をする場合 		